

## パブリック・コメント手続(意見募集)結果

企業立地等促進条例の改正について

【公表日】

令和8年(2026年)1月22日(木)

お問い合わせ先：経済部企業誘致・工業振興課  
電話 046-822-8290(直通)

横須賀市

**「企業立地等促進条例の改正について」に対する  
パブリック・コメント手続（意見募集）の結果について**

**1 意見募集期間**

令和7年(2025年)12月11日(木)から令和8年(2026年)1月6日(火)まで

**2 意見の提出者数及び意見の件数**

- (1)意見の提出者数 1人
- (2)意見の件数 3件

**3 意見の提出方法**

提出方法	人 数
直接持参	0人
郵 送	0人
ファクス	0人
電子メール	1人
合 計	1人

**4 意見の内訳**

項目	件 数
税優遇制度について	0件
奨励金の対象について	0件
その他意見について	3件
合 計	3件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

### (1) その他の意見について

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	経済効率のために自然を犠牲にする開発は、住民の理解を得られないため、企業誘致の条件に、再生可能エネルギー施設の建設や水源汚染による自然改変禁止を明文化すべきではないか。	1 件	事業を行うにあたって、土地の造成や開発を行う場合には、関係法令に基づき、手続きが行われておりますので、お申し出の内容について明文化する考えはありません。
2	新規立地企業や外国人居住者の流入より地域住民の地域環境の悪化がないようトラブル防止策、騒音・交通増加・景観変化への具体的対応を求める。	1 件	本条例に記載する内容ではないため回答は控え、ご意見として承ります。
3	長年地域を支えてきた市民の安全と生活圏の保護を最優先とし、住民説明会の実施や意見交換の機会を十分に設け、住民の懸念事項に対し誠実かつ具体的に対応すること。	1 件	企業の立地にあたっては、住環境の保全などを目的とした都市計画法に基づく用途地域の指定に従うことになるうえ、土地利用調整関連条例に住民への周知等が規定されていますので、ご意見として承ります。